

共立女子短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本短期大学は、学生の主体的な学びを育み、専門の学芸を教授し、職業または実際生活に必要な能力と幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

2 前項の規定に基づき、本短期大学の各科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、第3条に定める。

第1条の2 本短期大学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

2 前項に関する規定は別に定める。

3 本短期大学は、第1項の措置に加え、本短期大学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

第1条の3 本短期大学は、教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第2章 学科、組織

第2条 第1条の目的を達成するため、本短期大学に生活科学科および文科をおく。

第3条 第1条第2項の規定に基づき、本学の各科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

(1) 生活科学科

生活科学科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身の積極的な学習意欲を引き出し、社会において自立した人間として活躍するために、生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、家庭および社会において、生活者としてそれらを活用する能力を養い、豊かな教養に基づき、思いやりのある誠実で協調性に富んだ女性を育成する」ことである。

(2) 文科

文科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身が自らの将来を切り開いていくために自ら積極的に学ぼうとする意欲を引き出し、ひとりの自立した人間として成長していくための、表現する能力、コミュニケーションの能力、理解する力、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養し、そして、他者を思いやり人のために尽くす生き方ができるような誠実で友愛に溢れた人間性を持つ女性を育成する」ことである。

第3条の2 本短期大学に全学教育推進機構をおき、必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限、学年、学期および休業日

第4条 本短期大学の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は4年を超えることはできない。

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は次の通りとする。

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 本学創立記念日（10月18日）
- ③ 夏季休業日（7月28日から9月20日まで）
- ④ 冬季休業日（12月21日から翌年1月7日まで）
- ⑤ 春季休業日（3月20日から4月7日まで）

ただし、休業日においても必要ある場合は授業を行なうことがある。

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教 職 員 組 織

第8条 本短期大学に学長、科長および主任をおく。

2 本短期大学に副学長をおくことができる。

3 学長、副学長、科長および主任の職務は次の各号の通りとする。

- ① 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ② 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ③ 科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- ④ 主任は、科長を助け、命を受けて学科に関する校務をつかさどる。

第9条 本短期大学に教授、准教授、講師、助教および助手をおく。

第10条 本短期大学に事務職員をおく。

第11条 本短期大学に教授会をおく。教授会は学長および教授をもって構成する。ただし、必要がある場合は准教授、講師および助教を加えることができる。

2 本短期大学に全学共通教育委員会をおく。全学共通教育委員会については、別に定める。

第12条 教授会は短期大学に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、卒業および課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、短期大学の教育研究に関する事項について審議し、および学長、科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5章 授業科目および単位数

第13条 生活科学科および文科の授業科目は教養教育科目および専門教育科目に分ける。

第14条 生活科学科の授業科目および単位数は別表第1の通りとする。

第15条 文科の授業科目および単位数は別表第2の通りとする。

第15条の2 削除

第16条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ① 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- ② 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ④ 前3号の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第16条の2 1年間の授業を行なう期間は試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第16条の3 本短期大学は、学生に対して、授業の方法および内容ならびに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本短期大学は、学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第16条の4 本短期大学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第16条の5 本短期大学は、第16条に規定する講義、演習、実験、実習および実技による授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

第6章 履修方法

第17条 各学科の授業科目は教授会の定める教育課程に従い、各年次に配当する。学生は原則として、各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

第18条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年始め所定の期日までに届け出なければならない。

第19条 学生は所属の学科によって、それぞれ次の単位を含めて62単位以上修得しなければならない。

- ① 教養教育科目
 - (生活科学科) 14単位
 - (文科) 16単位
- ② 専門教育科目
 - 生活科学科 48単位
 - 文科 46単位

2 削除

3 第1項に定める単位数のうち、生活科学科および文科においては、他学科の別に定める授業科目および他短期大学との間で協定を結んだ単位互換科目について修得した単位を、6単位を限度として教養教育科目として認めることができる。

第19条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について、30単位を超えない範囲で本短期大学において修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学または大学に留学する場合および外国の短期大学または大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の規定については別に定める。

第19条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本短期大学における授業科目の履修とみなし、必要な単位を与えることがある。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の規定については別に定める。

第19条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学に入学する以前に短期大学または大学において修得した単位（第40条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学において修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし必要な単位を与えることがある。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条の2第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第19条の2第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前3項の規定については別に定める。

第20条 削除

第7章 別科（生活科学専修）

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第8章 学生定員

第28条 各学科の学生定員は次の通りとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	100名	200名
文科	100名	200名

第9章 入学、休学、復学、退学、転学、編入学、転科、留学、再入学および除籍

第29条 入学の時期は学年の始めとする。

第30条 本短期大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- ① 高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑥ 学校教育法施行規則第150条4号において文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑧ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第31条 入学志願者に対しては選抜試験を行なう。

第32条 入学志願者は、入学志願書および出身学校長から提出する調査書を所定の期日までに提出し、本学則第52条に規定する入学検定料を納入しなければならない。

第33条 選抜試験に合格し、所定の期日までに本学則第52条に規定する納入金を納め、保証人連署の誓約書を提出した者に対して入学を許可する。

- 2 保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
- 3 本短期大学は保証人として不適当と認められたときは、その変更を命ずることがある。
- 4 学生が保証人を変更するときは、新旧保証人連署してただちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

第34条 病気その他止むを得ない理由によって1学期以上就学できない者は、保証人連署のうえ願ひ出て、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願ひ出によって、引き続き1年以内休学することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は本学則第4条に規定する修業年限および在学年数に算入しない。

第35条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願ひ出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は学期の始めとする。

第36条 病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ願ひ出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。ただし、願ひ出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければならない。

第37条 他の短期大学から本短期大学に転学を志願する者があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 本短期大学から他の短期大学に転学を志願する者があるときは、願ひ出の理由によって教授会の議を経てこれを許可することがある。

第37条の2 本短期大学に編入学を志願する者（学校教育法の規定により、大学への編入学が認められた専修学校専門課程を修了した者。）があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。

第37条の3 削除

第37条の4 本短期大学の学生で他の学科へ転科を願ひ出る者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 転科に関する必要事項は、別に定める。

第37条の5 外国の短期大学あるいはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者は、教授会の議を経て留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、1年を限度として在学年数に算入することができる。
- 3 留学に関する必要事項は、別に定める。

第38条 本学則第36条によって退学した者または第38条の2第1号、第3号から第5号の規定により除籍された者が、2年以内に再入学を願ひ出るときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。ただし、入学の時期は本学則第29条によるものとする。

- 2 再入学に関する規程は別に定める。

第38条の2 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て除籍する。

- ① 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者
- ② 本学則に定める在学年限を超えた者
- ③ 本学則に定める休学期間を超えた者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者
- ⑤ 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

- 2 前項各号の取扱いについては別に規程を定める。

第39条 学生が住所、氏名および本籍地を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

第10章 科目等履修生、単位互換履修生、外国人学生および委託生

第40条 次の各号に該当する者が、本短期大学の授業科目中その一部について履修を願ひ出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

① 本学則第30条の各号の一に該当する者

- ② 学長が当該授業科目を履修することのできる十分な学力を有すると認める、学校教育法第一条に定める高等学校に在学する者

2 他の大学又は短期大学の学生で、大学間もしくは複数の大学との間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望するものがあるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することがある。

3 科目等履修生、単位互換履修生として履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与えることができる。

4 科目等履修生、単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

第41条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学則第52条に規定する科目等履修登録料および科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、第40条第1項第2号に規定する者で、科目等履修生として履修を許可された者は、科目等履修登録料および科目等履修料を徴収しない。

第42条 削除

第43条 削除

第44条 外国公館の証明のある外国人で、入学を志願する者があるときは、特別の選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

第45条 他の大学、短期大学または公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願ひ出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、これを許可することがある。

第46条 外国人学生および委託生の授業料その他の納入金については、科目等履修生に準ずる。

第47条 科目等履修生、外国人学生および委託生については、本章の規定のほか正規の学生に関する規定を準用する。

第11章 課程修了の認定

第48条 授業科目修了の認定は試験による。

第49条 試験の方法は、筆記試験のほか、口述試験、レポート、論文および実技等による。

- 2 試験の成績は、S、A、B、C、Dをもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

- 3 試験に合格した学生には、その授業科目所定の単位を与える。
- 4 試験に不合格となった授業科目については、再履修しなければ試験を受けることができない。

第50条 病気その他止むを得ない理由によって試験に欠席した者は、所定の期日までに願い出て許可を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

第12章 卒業および学位の授与

- 第51条 本短期大学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、本学則第19条に規定する単位数を別表第1および第2の中から修得しなければならない。
- 第51条の2 本短期大学に2年以上在学し、本学則に規定する授業科目および単位数を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 削除
- 第51条の3 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第13章 学費その他

- 第52条 入学金、授業料、施設設備維持費、実験実習料、科目等履修登録料および科目等履修料の納入額および納入方法は別表納入額第1の1の通りとする。
- 2 入学検定料は別表納入額第1の2の通りとする。
- 第53条 本人および保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。
- 第53条の2 経済的理由によって授業料等学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者またはその他止むを得ない事情があると認められる者で、当該学科を経て願い出たときは、授業料等学費の徴収を猶予することができる。
- 2 授業料等学費の徴収の猶予に関する規程は別に定める。
- 第53条の3 休学の場合は在籍料として半期休学の場合は5万円を、1年間休学の場合は10万円を納めなければならない。
- 2 申し出の時期については別に定める。
- 第53条の4 学期の途中で退学を願いでた場合、納入済みの授業料、施設設備費、実験実習料は返還しない。未納の場合は納入しなければならない。
- 2 申し出の時期については別に定める。
- 第54条 本学則において特段の定めがある場合を除き、授業料等の学費を納入していない者は試験を受けることができない。
- 第55条 削除
- 第56条 削除
- 第57条 削除
- 第58条 削除

第14章 賞 罰

- 第59条 学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。
- 第60条 本短期大学教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。
- 2 懲戒は訓告、停学および退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行なう。
- ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
 - ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 附属施設、研究所およびセンター

- 第61条 本短期大学に図書館、総合文化研究所その他教育研究上必要な附属施設およびセンターをおく。
- 2 各附属施設、研究所およびセンターに関する規程は別に定める。

第16章 公開講座

- 第62条 公開講座は教授会の議を経て随時開設する。

第17章 学生寮

- 第63条 本短期大学に学生寮を付設する。
- 2 2. 学生寮に関する規程は別に定める。

附 則

本学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正学則は昭和26年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和48年4月1日から施行し、同年4月入学生から適用する。

附 則

この改正学則は昭和50年4月1日から施行する。

なお昭和49年度以前に入学した者については第52条、第53条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和51年4月1日から施行する。

なお昭和50年度以前に入学した者については第52条、第53条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和52年4月1日から施行する。

なお昭和51年度以前に入学した者については第52条、第53条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和53年4月1日から施行する。

なお昭和52年度以前に入学した者については第52条、第53条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和54年4月1日から施行する。

なお昭和53年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和55年4月1日から施行する。

なお昭和54年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和56年4月1日から施行する。

なお昭和55年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。

なお昭和56年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和58年4月1日から施行する。

なお昭和57年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和59年4月1日から施行する。

なお昭和58年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和60年4月1日から施行する。

なお昭和59年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和61年4月1日から施行する。

なお昭和60年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和62年4月1日から施行する。

なお昭和61年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和63年4月1日から施行する。

なお昭和62年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成元年4月1日から施行し、同年4月入学者から適用する。

なお昭和63年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成2年4月1日から施行し、同年4月入学者から適用する。

なお平成元年度以前に入学した者については施設々備資金を授業料に含め生活科学科は670,000円、文科第一部は670,000円、文科第二部は450,000円とする。

附 則

1. この改正学則は平成3年4月1日から施行する。

2. 第28条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	年 度	平成3年度		平成4年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
		名	名	名	名	名	名

生活科学科	280	480	280	560	200	480
文科第一部						
日本語・日本文学専攻	150	250	150	300	100	250
英語・英米文学専攻	150	250	150	300	100	250
文科第二部						
日本語・日本文学専攻	170	270	170	340	100	270
英語・英米文学専攻	170	270	170	340	100	270

3. 平成2年度以前に入学した者については第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成5年4月1日から施行する。

なお平成4年度以前に入学した者については第19条および第52条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成7年4月1日から施行する。

なお、平成6年度以前に入学した者については、第14条および第15条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成8年4月1日から施行する。

なお、平成7年度以前に入学した者については、第14条、第15条および第19条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成9年4月1日から施行する。

2. 平成8年度以前に入学した者については、第13条、第14条、第15条および第19条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成10年4月1日から施行する。

2. 平成9年度以前に入学した者については、第14条、第15条、第19条および第24条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正学則は平成12年4月1日から施行する。

2. 平成11年度以前に入学した者については、第14条、第15条、第19条および第24条の規定にかかわらず従前の例による。

3. 第28条の規定にかかわらず入学定員は、平成12年度から平成16年度までの間は、次のとおりとする。

平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度

生活科学科 272名 264名 256名 248名 240名

文科第一部

 日本語・日本文学専攻 145名 140名 135名 130名 125名

 英語・英米文学専攻 145名 140名 135名 130名 125名

文科第二部

 日本語・日本文学専攻 163名 156名 149名 142名 135名

 英語・英米文学専攻 163名 156名 149名 142名 135名

附 則

この改正学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

2. 平成14年度以前に入学した者については、第14条および第15条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成16年4月1日から施行する。

2. 第28条規定にかかわらず、平成16年度においては、文科第二部の入学定員は次のとおりとする。

文科第二部

 日本語・日本文学専攻 135名

 英語・英米文学専攻 135名

附 則

1. この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

2. 平成16年度以前に入学した者については、第14条、第15条、第19条および第52条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年1月31日から施行し、但し、第30条6項は平成18年度入学試験から適用する。

附 則

1. この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

2. 平成17年度以前に入学した者については、第14条、第15条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。但し、第30条の規定は、平成18年4月1日より施行する。

2. 平成18年度以前に入学した者については、第13条、第14条、第19条、第25条および第52条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成20年4月1日から施行する。

2. 平成19年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成21年4月1日から施行する。

2. 平成20年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成22年4月1日から施行する。

2. 平成21年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成23年4月1日から施行する。

2. 平成22年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成24年4月1日から施行する。

2. 平成23年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成25年4月1日から施行する。

2. 平成24年度以前に入学した者については、従前の例による。

3. 第2条および第28条の規定にかかわらず、平成25年4月から学生募集停止の看護学科は、在学生がいなくなるまで存続するものとし、平成25年度および平成26年度の収容定員は、次の通りとする。

看護学科	平成25年度	平成26年度
収容定員	200	100

附 則

1. この改正学則は平成26年4月1日から施行する。

2. 平成25年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成27年4月1日から施行する。

2. 平成26年度以前に入学した者については、従前の例による。

3. 第28条の規定にかかわらず、平成27年度の生活科学科の収容定員は、270名とする。

4. 第28条の規定にかかわらず、平成27年度の文科の収容定員は、270名とする。

附 則

1. この改正学則は平成28年4月1日から施行する。

2. 平成27年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成29年4月1日から施行する。

2. 平成28年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成30年4月1日から施行する。

2. 平成29年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成31年4月1日から施行する。

2. 平成30年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

2. 平成31年度以前に入学した者については、従前の例による。ただし、第53条の3はその限りではない。

附 則

1. この改正学則は令和3年4月1日から施行する。

2. 令和2年度以前に入学した者については、従前の例による。ただし、第16条の5についてはその限りではない。

附 則

1. この改正学則は令和4年4月1日から施行する。

2. 令和3年度以前に入学した者については、従前の例による。

別表

別表 納入額

別表第1 生活科学科

授業科目	必修	選択
教養教育科目		
自律と努力コア		
基礎ゼミナール	1	
論理的思考・文章表現		1
ライフプランと自己実現		2
課題解決ワークショップ		1
創造とキャリアコア		
データサイエンスとICTの基礎	2	
情報処理		2
情報の分析と活用A		2
情報の分析と活用B		2
英語A（リスニング・スピーキング）		2
英語B（リーディング・ライティング）		2
アドバンスト英語A（ビジネス口頭表現）		2
アドバンスト英語B（ビジネス文章表現）		2
アドバンスト英語C（TOEIC）		2
フランス語Ⅰ（入門）		2
フランス語Ⅱ（表現）		2
応用フランス語（総合）		2
中国語Ⅰ（入門）		2
中国語Ⅱ（表現）		2
応用中国語（総合）		2
ドイツ語Ⅰ（入門）		2
ドイツ語Ⅱ（表現）		2
応用ドイツ語（総合）		2
韓国語Ⅰ（入門）		2
韓国語Ⅱ（表現）		2
スペイン語Ⅰ（入門）		2
スペイン語Ⅱ（表現）		2
イタリア語		2
アラビア語		2
基礎日本語（留学生対象）		2
応用日本語（留学生対象）		2
日本の歴史を学ぶ		2
世界の歴史を学ぶ		2
人間と地理を学ぶ		2
文学をひらく		2
芸術をひらく		2

授業科目	必修	選択
哲学とは何か		2
心理を学ぶ		2
自己開発		2
法律を学ぶ（日本国憲法）		2
法律を学ぶ（概論）		2
政治を学ぶ		2
倫理学とは何か		2
国際関係を学ぶ		2
地域社会と家族を学ぶ		2
経済を学ぶ		2
社会を学ぶ		2
自然と地理を学ぶ		2
数学への招待		2
生物学への招待		2
物理学への招待		2
化学への招待		2
健康スポーツ実習A		1
健康スポーツ実習B		1
企業と社会の仕組み		2
マーケティング		2
女性の生き方と社会		2
協働とリーダーシップコア		
現代社会の諸課題（経済・産業）		2
現代社会の諸課題（環境・科学）		2
現代社会の諸課題（文化・芸術）		2
現代社会の諸課題（生活・地域）		2
現代社会の諸課題（メディア・表現）		2
教養総合ワークショップA		4
教養総合ワークショップB		4
ワークショップファシリテーション		2
専門教育科目		
食生活論		2
衣生活論		2
住生活論		2
心の健康		2
PC活用演習		1
メディア社会論		2
ソーシャルメディア論		2
サステイナブル社会論		2

授業科目	必修	選択
情報メディア演習		2
ポップカルチャー論		2
メディアカルチャー演習		2
メディアデザイン論		2
ユニバーサルデザイン論		2
CG演習A (イラストレーター)		2
CG演習B (フォトショップ)		2
DTP演習		2
Webデザイン演習		2
アニメーション制作演習		2
メディア心理演習		2
メディア心理学		2
消費者の心理		2
心理データ解析演習 (SPSS)		2
マーケティングリサーチ演習		2
生活デザイン論		2
プロダクトデザイン論		2
生活プロダクトデザイン演習		4
カラーコーディネート演習		2
デッサン (実習)		1
イラストレーション (実習)		1
彫金実習		1
ファッションデザイン論		2
ファッションビジネス論		2
ファッションデザイン演習		4
アパレル企画演習		2
アパレル制作実習		1
染色工芸実習		1
和装デザイン実習		1
快適住環境論		2
インテリア構成論		2
インテリア設計演習		2
インテリア製図演習 I		2
インテリア製図演習 II		2
インテリアCAD実習基礎		2
インテリアCAD実習応用		1
食物基礎科学		2
栄養学		2
食品衛生学		2
調理学		2

授業科目	必修	選択
食品学		2
食品の消費と流通		2
食品学実験		1
調理学実習基礎		1
生活基礎演習		2
嗜好評価処理演習		2
調理学実習応用		1
スイーツ実習		1
フードメディア演習		2
食育演習		2
女性と健康		2
フードパッケージ実習		1
フードスペシャリスト論		2
フードコーディネーター論		2
フードスペシャリスト演習		2
ライフステージ栄養演習		2
チャレンジ・ゼミナール		2
キャリアを考える	2	
キャリア実務入門		2
CG基礎演習		1
CG応用演習		1
卒業ゼミナール	4	

別表第2 文科

授業科目	必修	選択
教養教育科目		
自律と努力コア		
基礎ゼミナール	1	
論理的思考・文章表現	1	
ライフプランと自己実現		2
課題解決ワークショップ		1
創造とキャリアコア		
データサイエンスとICTの基礎	2	
情報処理		2
情報の分析と活用A		2
情報の分析と活用B		2
英語A（リスニング・スピーキング）		2
英語B（リーディング・ライティング）		2
アドバンスト英語A（ビジネス口頭表現）		2
アドバンスト英語B（ビジネス文章表現）		2
アドバンスト英語C（TOEIC）		2
フランス語Ⅰ（入門）		2
フランス語Ⅱ（表現）		2
応用フランス語（総合）		2
中国語Ⅰ（入門）		2
中国語Ⅱ（表現）		2
応用中国語（総合）		2
ドイツ語Ⅰ（入門）		2
ドイツ語Ⅱ（表現）		2
応用ドイツ語（総合）		2
コリア語Ⅰ（入門）		2
コリア語Ⅱ（表現）		2
スペイン語Ⅰ（入門）		2
スペイン語Ⅱ（表現）		2
イタリア語		2
アラビア語		2
基礎日本語（留学生対象）		2
応用日本語（留学生対象）		2
日本の歴史を学ぶ		2
世界の歴史を学ぶ		2
人間と地理を学ぶ		2
文学をひらく		2
芸術をひらく		2

授業科目	必修	選択
哲学とは何か		2
心理を学ぶ		2
自己開発		2
法律を学ぶ（日本国憲法）		2
法律を学ぶ（概論）		2
政治を学ぶ		2
倫理学とは何か		2
国際関係を学ぶ		2
地域社会と家族を学ぶ		2
経済を学ぶ		2
社会を学ぶ		2
自然と地理を学ぶ		2
数学への招待		2
生物学への招待		2
物理学への招待		2
化学への招待		2
健康スポーツ実習A		1
健康スポーツ実習B		1
企業と社会の仕組み		2
マーケティング		2
女性の生き方と社会		2
協働とリーダーシップコア		
現代社会の諸課題（経済・産業）		2
現代社会の諸課題（環境・科学）		2
現代社会の諸課題（文化・芸術）		2
現代社会の諸課題（生活・地域）		2
現代社会の諸課題（メディア・表現）		2
教養総合ワークショップA		4
教養総合ワークショップB		4
ワークショップファシリテーション		2
専門教育科目		
文章表現法	2	
コミュニケーション論		2
伝える技術		2
ことばの仕組みⅠ		2
ことばの仕組みⅡ		2
現代のことばⅠ		2
現代のことばⅡ		2
古典文学を読むⅠ		2
古典文学を読むⅡ		2

授業科目	必修	選択
近代現代文学を読む I		2
近代現代文学を読む II		2
古典文学の研究 I		2
古典文学の研究 II		2
近代現代文学の研究 I		2
近代現代文学の研究 II		2
古典文学の歴史		4
近代文学の歴史		4
文学とことばのセミナー		2
文学とことばの卒業セミナー		4
児童文学		2
映画・演劇論		2
サブカルチャー論		2
アニメの物語学		2
文学創作演習		2
Reading I		1
Writing I		1
Listening I		1
Oral English I		1
Reading II		1
Writing II		1
Listening II		1
Oral English II		1
English for Special Purposes A I		1
English for Special Purposes B I		1
English for Special Purposes C I		1
English for Special Purposes D I		1
English for Special Purposes A II		1
English for Special Purposes B II		1
English for Special Purposes C II		1
English for Special Purposes D II		1
英文法		2
英語音声学		2
英語学概論		4
英米文学概論		4
英語学演習		1
英米文学演習		1
英語学研究		2
英米文学研究		2
TOEIC演習 I		2
TOEIC演習 II		2

授業科目	必修	選択
News English I		1
News English II		1
Business English I		1
Business English II		1
通訳法 I		1
通訳法 II		1
翻訳法 I		1
翻訳法 II		1
卒業セミナー		4
自己開発トレーニング		2
心理学概論		4
心理データ解析演習 (SPSS)		2
発達心理学 I		2
発達心理学 II		2
社会心理学		2
臨床心理学 I		2
臨床心理学 II		2
健康心理学		2
カウンセリング論		2
教育心理学		2
認知心理学		2
コミュニケーション心理		2
こころと行動		2
性格とは何か		2
消費者の心理		2
アートと心理		2
音楽とこころ		2
文学に見る行動心理		2
心理学卒業演習		2
伝統文化論		2
地域文化論		2
こども文化論		2
ジェンダー論		2
映像メディア論		2
出版メディア論		2
環境文化論		2
からだと健康		2
東京学		2
観光英語を学ぶ I		2
観光英語を学ぶ II		2

授業科目	必修	選択
漢字を学ぶ		2
秘書実務を学ぶⅠ		2
秘書実務を学ぶⅡ		2
キャリアデザイン演習	2	

別表第2-2 削除

別表第3 削除

別表第4 削除

別表第5 削除

別表納入額第1の1

納入額

	生活科学科	文科
入 学 金	150,000円	150,000円
授 業 料 (年 額)	750,000円	750,000円
施 設 設 備 維 持 費 (年 額)	390,000円	360,000円
実 験 実 習 料 (年 額)	50,000円	—
科 目 等 履 修 登 録 料	16,000円	16,000円
科 目 等 履 修 料 (1 単 位 に つ き)	12,000円	12,000円

納入方法

1. 授業料および施設設備維持費、実験実習料は半額ずつ前期分は4月30日まで、後期分は10月20日までに納入するものとする。
2. 2年次以降の納入金は、新入学者の納入金(入学金を除く。)と同額とする。
3. 最低在学年限を超過した学生の納入金は、当該学生の前年度納入金と同額とする。
4. 休学期間中は在籍料として半期休学の場合は5万円を、1年間休学の場合は10万円を納めなければならない。
5. 留年者の学費納入取り扱い基準
卒業要件不足単位数が10単位以内は納入金の年額の4分の1とする。
卒業要件不足単位数が11単位から25単位は納入金の年額の2分の1とする。
卒業要件不足単位数が26単位以上は納入金の年額とする。
6. 再入学者の入学金は徴収しない。

別表納入額第1の2

	生活科学科	文科
入 学 検 定 料	35,000円	35,000円

* 大学入学共通テスト利用選抜の検定料は15,000円とする。

* 併設校大学入学共通テスト特別入試の検定料は15,000円とする。

* 「一般選抜全学統一方式」特別割引について以下の通りとする。

- ・複数出願する大学学部の検定料は一学部につき10,000円とする。
- ・複数出願する短期大学の検定料は一学科につき5,000円とする。
- * 短期大学で複数出願する場合の検定料は、40,000円とする。
- * 一般選抜(2月日程、3月日程)において、同一試験日、同一科目及び同一問題で複数出願する場合は統一入試特別割引に準ずる。
- * 併設高校出身者(既卒者を含む)が共立女子大学・短期大学を受験するにあたって、2つ以上の入学試験もしくは2学部・科以上を受験する場合、検定料として35,000円を超えた検定料は徴収しないこととする。
- * 一旦納入された入学検定料は返金しない。ただし、下記の事由に該当する場合は申請により返還することがある。
 - ・入学検定料を納入したが、出願しなかった場合
 - ・出願が受理されなかった場合
 - ・入学検定料を誤って二重もしくは過剰に納入した場合